高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業実施要領

第１　目的

　この要領は、一般社団法人高知県農業会議（以下「会議」という。）が高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第18条の規定により、高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業（以下「補助事業」という。）の適切な執行に必要な事項を定めるものとする。

第２　補助事業の内容

　独立・自営就農又は親元就農を目指して知事が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等で研修を受ける就農時49歳以下の者及び受入研修機関等に対して補助を行う市町村又は一般社団法人高知県畜産会（以下「市町村等」という。）の事業に対して補助する。

第３　補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第４　補助要件等

以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助する。

　（１）研修生の要件

　　ア　地域農業の振興のために市町村等が必要と認めた者であること。

イ　国が定める新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記３に基づく雇用就農資金（雇用就農者育成独立支援タイプ）の法人等雇用就農者であること。

　　ウ　独立・自営就農（実施要綱別記２の第５の２の（１）のイの要件を満たすもの

に限る。以下同じ。）時に49歳以下の者であること。

エ　研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農を目指す者で、原則として、これまで農業経営を開始、親元就農又は雇用就農したことがないこと（雇用就農資金の助成開始までの事前雇用期間（４か月以上12か月未満）及び雇用就農資金の助成期間のうち補助事業開始までの期間を除く）。

オ　補助事業による研修終了後、速やかに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４の規定に基づく青年等就農計画又は第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けることとし、親元就農予定者にあっては経営継承等計画書を市町村等に提出すること。

（２）受入研修機関等の要件

　　ア　高知県就農希望者研修機関等認定要領に基づき認定を受けた研修機関等及び派遣研修先等（研修生と３親等以内の者は除く。）であること。

　　イ　（１）の要件を満たす研修生を受け入れる農業法人等であること。

　　ウ　雇用就農資金（雇用就農者育成独立支援タイプ）の補助を受ける農業法人等であること。

　　エ　経営ノウハウを身につけるための研修を実施すること。

第５　研修期間

１　補助事業の対象とする研修の期間は、独立・自営就農又は親元就農を目指して行う技術習得のための研修を開始したときから最長２年間とする。

２　補助事業の対象とする期間及び研修の時間は、次の各号のとおりとする。

（１）補助対象期間は、上記１の研修期間（ただし、補助事業採択前の期間は除く。）とし、概ね１年以上２年以内とする。

（２）1年間における研修時間は、概ね1,200 時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこととする。なお、災害、事故、農繁期等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

（３）農閑期等における１ヶ月の研修時間は、概ね80時間以上とする。

３　１の規定にかかわらず、２年を超える研修（以下「継続研修」という。）を行うことを妨げない。ただし、継続研修の期間は原則として１年以内とし、継続研修期間については、補助対象としない。

４　前項の規定により研修を継続する場合、研修生は、継続研修を開始した日の翌日から起算して30日以内に継続研修届を市町村等に提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった継続研修届について、提出の翌日から起算して30日以内に様式第６号により会議に報告しなければならない。

第６　研修状況報告及び研修終了後の報告

１　研修生は、研修中（第５の３に規定する継続研修の期間を含む。）の研修状況報告書を市町村等が定める日までに提出しなければならない。また、市町村等は、提出された研修状況報告書を、研修開始後半年ごとに様式第７号により会議に報告しなければならない。

２　研修生は、就農後30日以内に就農届を市町村等へ提出しなければならない。また、市町村等は、提出された就農届を、提出の翌日から起算して30日以内に様式第８号により会議に提出しなければならない。

３　研修生は、研修終了後（第５の３に規定する研修を継続する場合はその研修終了後）から、研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上の期間が終了するまでの間、就農状況報告書を市町村等に提出しなければならない。

４　前項に規定する就農状況報告書の提出は、原則として、１月から６月までの期間については同年の７月末までに、７月から12月末までの期間については翌年の１月末までに行うこととし、市町村等は、提出のあった就農状況報告について、各翌月末までに様式第９号により会議に提出しなければならない。

５　上記３に規定する就農状況報告書の提出の最終年においては、対象期間の終了日の翌日から起算して30日以内に就農状況報告を市町村等に提出するものとし、市町村等は、提出のあった就農状況報告書について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に提出しなければならない。

６　上記３から５までに規定する就農状況報告書は、実施要綱別記２に基づく経営開始資金の対象者にあっては、経営開始資金の交付主体と本事業の市町村等が同一の場合に限り、実施要綱別記２の第６の２の（６）に定める年２回の就農状況報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第７　研修内容の検討及び実施状況の確認

１　第４（１）に定める要件に該当し、本補助事業の適用を受けようとする者は、地域担い手育成総合支援協議会等に様式第１号による申し出を行う。

２　前項の申し出を受けた地域担い手育成総合支援協議会等は、関係する市町村等の予算措置状況を確認したうえで、申し出を受理する。

３　地域担い手育成総合支援協議会等が前項の申し出を受理した場合は、研修プログラムを作成するとともに様式第２号により必要な研修実施計画を作成する。

なお、研修プログラムについては、地域担い手育成総合支援協議会等で内容を決定するより前に、会議及び受入研修機関等と最低１回以上の協議を実施したうえで作成しなければならない。

４　研修生が、地域担い手育成総合支援協議会等の指示に従わず、適切な研修実施計画の作成が困難と判断した場合や研修終了後の独立・自営就農又は親元就農に重大な支障があると判断した場合は、研修生にその旨を伝え、研修実施計画等の作成を中止することができる。

５　第３項により研修実施計画を作成した地域担い手育成総合支援協議会等は、様式第３号により補助事業の実施の必要性等を記した意見を添えて事業実施申請書を市町村等に提出する。

６　前項の申請を受けた市町村等は、様式第４号により事業実施申請書を会議に提出する。

７　市町村等は、定期的に研修実施状況の確認を行わなければならない。

第８　研修の実施及び内容

　市町村等は、適切な研修が実施されるよう、必要に応じて研修生、受入研修機関等を指導しなければならない。

第９　円滑な就農への支援

　市町村等は、研修終了後の円滑な就農を図るため、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携して、研修生に対し、農地、住宅等に関する情報を提供する等、就農準備への支援に努めなければならない。

第10　補助事業の変更

１　研修生は、補助事業の内容又は経費の配分について、要綱第９条の各号又は次の各号のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に市町村等と協議のうえ、様式第１号の２による研修の変更実施申出書を地域担い手育成総合支援協議会等に提出しなければならない。

２　前項の申請を受けた市町村等は、様式第４号による変更実施申請書を会議に提出し、

その承認を受けなければならない。

（１）研修生の研修の中止

（２）研修計画の主要部分（研修作物、就農形態など）の変更

第11　補助金の実績報告

市町村等は、補助事業が完了した場合は､補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに､様式第５号により実績報告書を会議に提出しなければならない。

第12　補助金の返還等

会議は、要綱第14条各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると会議が県と協議のうえ認めた場合（要綱第14条第１号、第２号又は第６号に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

（１）研修機関等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し、研修を中止したとき。

（２）研修生が、研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農しなかったとき。

（３）研修生が、補助事業の研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上就農を継続しなかったとき。

（４）研修機関等又は派遣研修先等が、第７の３の研修プログラムに即した研修を行っていないと認められる場合。

（５）研修の効果が認められない場合。

（６）研修機関等又は派遣研修先等の都合により研修を中止した場合。

ただし、（４）及び（５）に関しては、研修生の責めに帰すべき理由によると会議が県と協議のうえ認めた場合は、この限りでない。

第13　併給の禁止

　　補助事業について、対象となる経費を同一とする県の他の補助事業を受給している場合には、交付しない。

第14　委任

　会議は、補助事業を円滑に実施し、事業効果を上げるために必要な事項を別に定めることができる。

附則

　この要領は、令和５年４月２０日から施行する。

附則

　この要領は、令和５年９月１日から施行する。

附則

　この要領は、令和６年５月２０日から施行する。

○別表（第３関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研修生  への支援 | 補助対象経費及び補助の要件等 | １　補助対象経費は、要綱の規定に基づき、研修生に支給する研修助成金とする。  ２　研修助成金は、農業研修に要する経費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、会議が適当であると認めるものとする。  ３　生計を一にする複数の者が研修する場合は１人分のみとする。その場合の研修助成金の上限は、各人の上限額のうち最も低い金額とする。 |
| 補助対象経費上限額 | 研修生１人当たり月額２．５万円以内とする。  ただし、研修生が採用時点※で34歳以下の場合は月額２．５万円以内を加算する。  ※雇用就農資金の助成対象期間中の場合は申請時点 |
| 補助期間 | 最長２年間とする。 |
| 補助率 | ３分の２以内 |
| 受入機関等  への支援 | 補助対象経費及び補助の要件等 | １　補助対象経費は、要綱の規定に基づき、研修生を受入れる機関等に支給する受入助成金とする。  ２　国、県の公的な研修機関及び研修に要する経費を徴収する研修受入機関等には支給しない。 |
| 補助対象経費上限額 | 月額１０万円以内とする。 |
| 補助期間 | 最長２年間とする。 |
| 補助率 | 定額 |
| 助成対象とする研修生の上限 | 受入研修機関等における研修生受入れ上限は原則、研修生1人を上限とする。  ただし、下記に該当する場合はこの限りではない。  １　研修品目により地域内に他の受入研修機関等がない等やむを得ない事情があり、かつ受入研修機関等において当該研修生を適切に指導できる体制であると事業実施主体が認めた場合には、研修生2人を上限とする。  ２　法人等の場合は、専任の研修指導員（５年以上の農業経験又は農業指導歴を有する者）が常勤している場合には、１指導員当たり研修生３人を上限とする。 |